

公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年5月15日

支出負担行為担当官
北海道財務局総務部長 遠藤 晃

記

1. 政府電子調達システムの利用

本工事は「調達ポータル・政府電子調達システム」(<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>) (以下「システム」という。)を利用した応札及び入札手続きにより実施するものとする。

ただし、「紙」による入札書の提出も可とする。

2. 競争入札に付する事項

- (1) 工 事 名 琴似住宅 (629 棟) 外壁改修その他工事
- (2) 工 事 場 所 札幌市西区八軒 3 条西 5 丁目
- (3) 工 事 概 要 別紙のとおり
- (4) 工 事 期 間 契約締結日の翌日から令和 7 年 12 月 19 日まで
- (5) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成 12 年法律第 104 号) に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式 (施行能力評価型Ⅱ型) の工事であり、入札に当たっては証明書等、入札書、入札内訳書のほか技術資料の提出が必要となる。
- (7) 本工事は、週休 2 日促進工事 (発注者指定方式) である。

3. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令 (昭和 22 年勅令第 165 号) 第 70 条に該当しない者であること。
(未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。)
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条に該当しない者であること。
- (3) 令和 7・8 年度財務省北海道地区競争参加資格において、業種区分が「建築一式工事」の B、C 又は D 等級に格付されている者であること。
- (4) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者 (会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者であって、手続き開始の決定後、上記 (3) の競争参加資格について再審査を受けた者は除く。) でないこと。
- (5) 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者、及び現場代理人を工事現場に配置することができること。
- (6) 各省各庁から指名停止等を受けていない者 (支出負担行為担当官が特に認める者を含む。) であること。
- (7) 当局の契約担当官等と締結した契約に違反し、又は実施した入札の落札者となりながら正当な理由なく契約を拒み、若しくは入札に際して不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- (8) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (9) 下記 8 の入札説明書等の受領又は交付を受けた者であること。
- (10) 以下の工事の施工実績を有すること。

平成 22 年度以降公告日までの間に、元請けとして、次の (イ) から (ニ) までの基準をすべて満たす建築物の新築、増築または改修工事のいずれかを施工した実績を有すること。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。経常建設共同企業体として入札参加をする者にあつては、代表者は上記の実績を有し、その他の構成員にあつてはそれぞれ元請けとして、上記の実績を有すること。ただし、その他の構成員にあつては (イ) から (ハ) を対象とする。なお、当該工事が平成 22 年度以降に完成した財務省所掌の工事または下記 9 入札説明書に示す工事成績を相互利用している各省庁が発注し

た工事に該当するものである場合には、工事成績の評定点が 65 点未満の工事は実績として認めない。

(イ) 建物用途 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)別表第 1(イ)欄(二)項に掲げる用途

(ロ) 階数 地階を除く階数が 2 階以上

(ハ) 構造種別 鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

(ニ) 工事規模 延べ面積 500 ㎡以上

上記工事の実績は民間工事の実績も認める

4. 総合評価落札方式に関する事項

本工事の総合評価落札方式は、標準点 100 点（入札説明書に示された内容を満たしている場合に付与する点数をいう。）に加算点を加え、入札金額で除した数値に定数（100,000,000 とする）を乗じて得た評価値により落札者を決定する方式とする。詳細は、下記 9 の入札説明書による。

5. 契約条項及び仕様書を示す場所

札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎 10 階 北海道財務局 掲示板
及び、「システム」に掲載する。

6. 証明書等の提出期限

令和 7 年 6 月 2 日（月）12 時 00 分

7. 入札書及び内訳書の提出期限

令和 7 年 6 月 13 日（金）17 時 15 分

8. 開札の場所及び日時

札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎 11 階 北海道財務局第二会議室
令和 7 年 6 月 16 日（月） 9 時 30 分

9. 入札説明書等の交付方法及び期間

入札説明書等は、「システム」を利用して受領すること。

なお、紙による入札説明書等の交付を希望する場合には、以下の期間及び場所で交付する。

交付期間 公告の日から令和 7 年 5 月 30 日（金）の平日 8 時 30 分から 12 時 00 分及び 13 時 00 分から 17 時 15 分までとする。

場 所 札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎 10 階

北海道財務局 管財部 第 1 統括国有財産管理官 TEL 011-709-2311（内 4454）

10. 入札保証金 免除

11. 契約保証金 納付（請負金額の 10 分の 1 以上の額）

ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

12. 入札の無効

(1) 上記 3 に定める競争参加資格のない者の入札及び入札説明書により示した入札に関する条件に違反した場合は無効とする。

(2) システムによる入札の場合において、「調達ポータル・政府電子調達利用規約」に違反した者の入札は無効とする。

(3) 内訳書の提出がない場合及び内容に不備があった場合には、原則として当該内訳書を提出した者の入札は無効とする。

13. 言語及び通貨

入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

14. 消費税に関する事項

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金

額に 1 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった価格(消費税込み)の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

15. 落札者の決定方法

本工事の総合評価落札方式にて評価値の一番高い者を落札者とする。

ただし、本件入札が予算決算及び会計令第 8 4 条に該当する場合に申込みの価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、その者を落札者としなことがある。

16. 工事成績評定

本件工事において、請負金額が 500 万円(税込み)を超える場合は、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成 17 年法律第 18 号)第 7 条に規定する工事成績評定対象案件となる。工事成績評定については、完成検査を実施した時に評定を行い、評定結果を受注者に対して工事成績評定通知書により通知する。

17. 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

18. その他

- (1) 「6. 証明書等の提出期限」から「8. 開札の場所及び日時」について、システムに障害が発生した場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。
- (2) 本工事に競争参加するため新規に参加資格を得ようとする者は、持参又は郵送にて令和 7 年 5 月 27 日(火) 17 時 15 分までに「一般競争参加資格審査申請書」を提出すること。

以上

別 紙

工 事 概 要

工 事 名 琴似住宅（629棟）外壁改修その他工事

工 事 場 所 札幌市西区八軒3条西5丁目

工 事 種 目 琴似住宅629棟 RC造5階建 1棟30戸

屋根鉄板塗替改修 一式

外壁結露防止改修 一式

バルコニー防水改修 一式

エアコンスリーブ設置 一式

上記に伴う電気設備改修 一式